

## 会員様向け案内

2016年11月15日作成  
看護質的統合法（KJ法）研究会

### （1）研究会から会員様への各種案内方法

研究会からの各種案内は会員様が申請したメールアドレスにメールで送付いたします。メールアドレスを変更された場合、案内が届かなくなるのでご注意ください。メールアドレス変更の申請は次の項を参照下さい。

研究会からの案内はすべてメーリングリストを使用しております。そのため入会時に記載いただいた会員様のメールアドレスをメーリングリストに追加いたします。

なお、メーリングリストに返信はしないで下さい。事務局および発信者にメールが届くことはありません。各種案内への返信は、案内に記載されている申込み先もしくは問い合わせ先に送付下さい。

全会員向けメーリングリスト

ml-admin@n-kj.jp

## (2) 会員様の支部分けと支部登録

研究会では、質的統合法（KJ法）を多くの方に親しんでいただくために支部を設けております。そしてその支部の会員様の活動を支援しております。その目的で日本を6つの支部に分け、会員様を登録しております。

支部は、自動的に入会時に登録された所在地に基づき振り分けております。お住まいの都道府県がどの支部に該当するかは以下参照下さい。

所属する支部には支部長がおり、支部での活動が広報される場合、支部のメーリングリストからメールが届くようになっております。

ぜひ、会員様同士のさらなる質的統合法（KJ法）の研鑽のために活用いただけるようになっております。

所属支部の変更を希望する場合は、届いたメーリングリストの支部長にご連絡をお願いいたします。

現在の支部の区分け、支部のメーリングリストは以下の通りになっております。

### 支部区分け

北海道・東北支部（北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島）

ml-hoku-touhoku@n-kj.jp

関東支部（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川）

ml-kantou@n-kj.jp

甲信越支部（山梨・長野・新潟・富山・長野・新潟・静岡）

ml-koshinetu@n-kj.jp

関西支部（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・愛知・岐阜・三重）

ml-kansai@n-kj.jp

中国・四国支部（鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・愛媛・徳島・高知）

ml-chu-shikoku@n-kj.jp

九州・沖縄支部（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）

ml-kyushu-okina@n-kj.jp

### (3) メールアドレス・住所・所属の変更手続き方法について

会員様への案内・連絡・会費の請求はメールで行います。原則的に郵送はいたしません。

メールアドレスの変更、不使用となった場合は、研究会に必ず連絡をお願いいたします。

そうしなかった場合、研究会からの案内が送付されなくなります。

メールアドレスや住所・所属の変更があった場合は以下のメールアドレスに内容をお知らせ下さい。

ml-admin@n-kj.jp

#### (4) 退会手続き

退会の意向がある場合は、次のメールアドレスに連絡下さい。

ml-admin@n-kj.jp

上記メールアドレスは、メールアドレス・住所・所属の変更事項および退会の申請以外のみを使用しております。それ以外の依頼ご質問はお答えいたしかねます。

その他の研究会へのお問い合わせはFAX をお願いいたします。お問い合わせには連絡先となるメールアドレスをご記入下さい。